

平成27年度第3回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成27年10月6日（火） 10時25分～11時45分
2. 場 所：総務省 共用会議室2
3. 出席委員：伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査に関するQ&Aの追加について
 - (2) 政治資金規正法施行規則の改正について
 - (3) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (4) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査に関するQ&Aの追加について
- 資料2 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令の概要
(別紙) 業務制限の範囲に係る政治資金規正法施行規則の改正 (イメージ)
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 政治資金監査に関するQ&Aの追加について
- 資料B 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言の実施、今後の方向性について～
(別紙1) 指導・助言文書 (案)
(別紙2) 平成26年分収支報告書 (定期分) に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選管等からの報告の概要 (委員限り資料イメージ)
(別紙3) 個別の指導・助言に関する報告一覧 (委員限り資料イメージ)
- 資料C-1 平成26年分収支報告書に係る政治資金監査報告書 (都道府県選管分) の記

載内容等に関する調査の概要

資料C-2 平成26年分収支報告書に係る政治資金監査報告書（都道府県選管分）の記載内容等に関する調査

（本文）

【伊藤委員長】 それでは、少し早いですけれども、ただいまから平成27年度第3回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、まず事務局より人事異動の挨拶がありますので、お願いいたします。

【加松事務局長】 7月31日付で事務局長を拝命いたしました、加松正利と申します。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、参事官の異動がありましたので、御挨拶いたします。

【水谷参事官】 同じく7月31日に着任いたしました、参事官の水谷朋之と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【伊藤委員長】 次に、平成27年度第1回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第1回委員会の議事録について御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思ひます。

また、平成27年度第2回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「政治資金監査に関するQ&Aの追加について」の説明を事務局にお願いいたします。

【水谷参事官】 それでは、資料1及び資料Aの関係について説明させていただきます。失礼ながら、座ったまま失礼いたします。

お手元、資料1と資料Aをお開きいただけますでしょうか。7月の第2回委員会におきまして検討いただきました登録政治資金監査人の守秘義務に関しまして、このたびQ&Aとして、登録政治資金監査人の皆様に対してお示しをするものでございます。

資料1は基本的に資料Aに全て内包されておりますので、以下、資料Aに沿って説明い

たしたいと思います。

まず、1ページの趣旨のところでございますが、今回のQ&Aとして取りまとめることとなりました背景について記述したものでございます。ポイントは、登録政治資金監査人は、政治資金監査を通じて、公表事項以外の国会議員関係政治団体の実態について知り得る立場にあり、これに対して、政治資金規正法や通常の政治資金監査契約におきまして守秘義務等が課されているところでございます。

マスコミからの問い合わせがあった場合の対応について、昨年、登録政治資金監査人の方から質疑が寄せられたことを受けまして、今回Q&Aとして整理することとした経緯を記述したものでございます。

前回の委員会においても御指摘いただきましたが、今回のQ&Aは、ぎりぎりとした政治資金規正法の解釈ではなくて、規正法以外も含めた、登録政治資金監査人としての一般的な行為規範をお示しするものと考えているところでございます。

おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。黒枠内にQ&Aの案を提示してございます。実際にホームページ上に掲載されるのは、この枠内のみでございます。

まず、問いといたしまして、政治資金監査を行った政治団体につきまして、当該国会議員関係政治団体の関係者以外の者から登録政治資金監査人に対して問い合わせがあった場合に、どのように対応すべきかと整理したところでございます。あくまでも、問い合わせを念頭に置いたクエスチョンといたしております。

回答（案）といたしましては、前半の段落において、登録政治資金監査人には、政治資金規正法の守秘義務のほか、政治資金監査契約上も守秘義務が想定されていること、そして、政治資金監査の業務を通じて知り得た事実は、公知の事実を除いて、基本的に守秘義務の対象となり得るという規範を整理しております。

後半の段落では、問いのケースにおきまして具体的な当てはめを記述しております。内容が公知の事実である場合、あるいは関係者の同意があるなど正当な理由がある場合でなければ、開示すべきではありませんと整理いたしております。

以下、この枠外参考資料の構成を簡単に説明いたしますと、まず、秘密の一般的な定義をお示ししております。ポイントは、非公知、実質的にそれを秘密として保護に値するものという点がポイントでございます。

2ページの下の方は、前回の委員会においてもお示しいたしましたが、各士業法との比較をいたしたものでございます。それぞれ規定ぶりは多少異なっているものの、守秘義務

務を課しつつ、正当な理由がある場合には、その守秘義務は解除されるという構造は同じでございます。

3ページから5ページは土業法の解説となっております。

6ページ、参考の、「正当な理由」の1つだと考えられる「法令等により開示する義務等がある場合」と申しますのは、今回の設問は問い合わせがあった場合という形に区切りましたが、関係者の同意がある場合以外で、いわゆる正当な理由に該当するケースといたしまして、法令により規定されているというものがございます。その場合の例示といたしまして、刑事訴訟法と民事訴訟法の解説を掲げているところでございます。

最後に、7ページの下3分の1ぐらい以降、政治資金監査契約において秘密保持義務を規定することとしている政治資金監査マニュアルの抜粋を掲げているところでございます。

以上が資料Aの説明でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【田中委員】 今気がついたのですが、この「開示すべきではありません」というのは、やや弱い表現ですよ。逆に言うと、「開示することはできません」という書き方もあるかと思いますが、「開示すべきではありません」ぐらいにとどめた方がよいのでしょうか。

【水谷参事官】 冒頭でも説明いたしましたが、今回は法律の解釈ではなくて、登録政治資金監査人の皆さんの行為規範を示そうということから、「べき」という、若干規範的な、価値判断を含めた表現といたしております。

「開示することはできません」と言いますと、その辺は客観的に、法律の解釈論的になるものですから、そこはやや表現を緩めたという背景がございます。

【田中委員】 わかりました。

【伊藤委員長】 罰則を受ける場合は、それぞれの業法によって受けるという格好ですかね。そうですね。

【大竹委員】 規正法にも罰則が……。

【伊藤委員長】 規正法にもある。そちらの罰則が優先するのか。

【加松事務局長】 おっしゃいますとおり、政治資金監査業務については政治資金規正法上の罰則が、資料1ページ目に書いてありますが、罰則がついておりますので、第一義的にはこれを……。

【伊藤委員長】 こちらで。はい。

【加松事務局長】 あと、同時に業法上の守秘義務違反になる場合には、いわゆる観念的競合と申しますか、そういうのが業法上の方にもある場合、こちらの罰則が本題になるという。

【伊藤委員長】 先生、よろしいでしょうか。

【田中委員】 よいです。

【伊藤委員長】 ほかに、いかがでしょうか。

それでは、本議題については、了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 修正の必要がある場合等、まあ、ないとは思いますが、またありましたら、私の、委員長一任とさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、第2の議題の前に、その他の議題といたしまして、「政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言の実施、今後の方向性について～」の説明を事務局をお願いします。

【水谷参事官】 お手元の資料Bで、その下に別紙といたしまして、別紙1、別紙2、そして別紙3という3つの資料、合わせて4つの資料を御用意ください。これについて御説明申し上げます。

政治資金監査の質の向上の一環としての登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施につきましても、次回、12月22日の第4回の政治資金適正化委員会でその内容について御議論いただく予定でございます。本日は、その関係で幾つか前さばきの議論をお願いしたいと思っております。

資料Bを御覧ください。まず資料Bの1の(1)で背景、経緯を記述しているところでございます。この取り組みの出発点は、収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例から逸脱した事例等が散見される状況に対しまして、都道府県の選管から要望があることが背景としてございます。

これを受けまして、平成26年3月の第2期の当委員会の取りまとめにおきまして個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言の枠組みをお示しし、昨年第2回から第5回の適正化委員会において具体的な検討を行っていただいたところでございます。そして、今年の1月から実施することとしたという経緯をここには記述しておるところでございます。

続きまして、(2)に、昨年第5回委員会における資料をベースにこれまで決定された概

要を記述しているところがございます。おめくりいただきまして2ページを御覧ください。おさらいの意味で、ポイントを簡単に御説明いたします。

まず、確認項目と報告の対象のところがございますが、確認項目は、日付や署名、あるいは監査報告書の構成といった政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものが9項目、そして政治資金監査の前提となる、⑩に書かれております収支報告書上の金額の不整合、支出に係る分に限りませんが、いわゆる計算誤り、表間の不突合の2つで構成されているところがございます。

報告の対象といたしましては、26年分の定期分の収支報告書に係る政治資金監査報告書の記載を確認し、まず監査報告書に係ります確認項目①から⑨につきましては、選管等で記載例からの逸脱等が指摘されたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告することといたしております。

これに対しまして、収支報告書に係る確認項目⑩につきましては、たとえ補正されたものでありましても、当初の受付時点において該当した場合には報告と整理いたしております。ここは大切なところなので繰り返しますが、確認項目①から⑨については指摘がされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告。これに対して、収支報告書に係る確認項目⑩は、たとえ補正されたとしても、当初の受付時点において該当した場合には報告という取り扱いを断っておりますことがポイントでございます。

そして、委員会におきましては、報告を受けた個別の事例1件ごとに審議・決定した上で、原則として、文書によって指導・助言を行うことといたしております。

以上の前提を踏まえまして、本日は3ページにございます2の検討事項と、4ページにございます3の平成27年分以降の収支報告書に係る政治資金監査についての対応（案）について御審議いただきたいと存じます。

まず、3ページにお戻りいただきまして、2の検討事項（1）個別の指導・助言文書（案）でございます。委員会として送付いたします指導・助言の文書の文案についてお諮りしたいと存じます。具体的には別紙1を御覧ください。別紙1の1ページ目が確認項目①から⑨に該当した場合の文案でございます。ポイントは、第2段落で、2行目から「別紙に記載した点において当委員会が定める記載例と異なっていたため指摘が行われたとの報告を受けております」。続く第3段落で、「政治資金監査報告書につきましては、政治資金監査マニュアルに基づき作成することが法令上求められておりますので、今後は、特に別紙の点に注意し、政治資金監査マニュアルの記載例に従った政治資金監査報告書の作成に

努めていただきますよう、よろしくお願いいたします」といたしているところでございます。おめくりいただきまして、裏側の2ページが、先ほど申しました「別紙の点に注意し」という別紙でございまして、政治資金監査を行った政治団体ごとに、該当した①から⑨の確認項目が記載されることとなっております。

続きまして、3ページが、確認項目⑩収支報告書の計算誤り等に該当した場合の文書案でございます。ポイントは同じく第2段落で、「下記の収支報告書について、当初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合があったとの報告を受けております」、第3段落で、「政治資金監査マニュアルでは、『収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない』としておりますが、登録政治資金監査人には『収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること』等についても求めております」といたしまして、第4パラグラフで「今後は、検算等により、収支報告書上に金額の不整合がないかどうかを確認していただきますよう、よろしくお願いいたします」といたしております。そして、一番下の記以下で、該当した国会議員関係政治団体名を列挙する予定でございます。

続きまして4ページが、確認項目①から⑨と⑩の双方に該当した場合でございます。文案につきましても、先に説明した1ページと3ページのものを合体したような形になっているところでございます。

続きまして、資料Bの3ページにお戻りいただいて、(2)の委員限り資料のイメージについて御説明いたします。この検討事項の2点目は、12月22日の委員会において御審議いただくための委員限り資料のイメージの確認でございます。

まず、資料Bの別紙2を御覧いただけますでしょうか。飛び飛びになってしまって申しわけございません。まず資料B別紙2のようなイメージのペーパーで、選管等から報告があった全体像を説明いたしたいと思っております。1で、報告された登録政治資金監査人の数、登録政治資金監査人全体で占める割合を示し、参考で、報告のあった件数についても説明したいと考えております。

続きまして、2番目といたしまして、確認項目に係る報告の集計結果でございます。まず、(1)が確認項目ごとに該当した人数、割合、報告件数でございまして、おめくりいただいて、2ページの(2)が報告のあった登録政治資金監査人が、それぞれ何項目、確認項目に該当したのかをお示しするものでございます。

そして、3ページの3の確認項目以外の報告事項におきましては、確認項目以外で選管から報告があった内容について記述することを想定しているものでございます。今のとこ

る3ページには例示として、主たる事務所以外の場所で行われたとか、支出がないにもかかわらず領収書が保存されていた記載があったといったようなことをイメージとして掲げているところがございます。

続きまして、資料Bの別紙3を御覧いただけますでしょうか。今ほど説明いたしました別紙2が選管からの報告の全体像を説明する総論とするならば、別紙3は各論を説明する資料でございます。「個別の事例1件ごとに委員会で審議・決定する」と整理いたしましたことから、別紙3のような形で、報告のあった都道府県、そして各確認項目のそれぞれどこに該当したのかということ、一覧性を持った形で整理いたしました。そして、この別紙3の後ろに、実際に指摘の対象となった監査報告書等の写しを、登録政治資金監査人の氏名及び登録番号を黒塗りした上で添付し、必要に応じて実際に見ていただくことにしようというのを今のところ考えているところがございます。

以上が検討項目の2番目の、12月22日における委員会にお諮りする資料のイメージでございます。

もう1度、資料Bの4ページにお戻りいただけますでしょうか。本日検討していただきます3番目の項目として、来年度以降の個別の指導・助言の対応方針についての考え方を示したものでございます。

まず、個別の指導・助言の取り組みの成果を確認するため、(i)のところには、来年度におきましても今年度と同様の指導・助言の取り組みを行うことといたしたいということを書いてございます。具体的なスケジュールは、見開きの反対側のページに書いてございます、5ページのような日程になりますが、同じように今年の年末に都道府県に通知を出しまして、来年12月に報告を上げていただくという形にいたしたいと考えているところでございます。

また、(ii)におきましては、平成28年分以降の収支報告書等を対象とした個別の指導・助言についての方針、考え方を掲げさせていただいております。こちらにつきましては、今年と来年の2年間の指導・助言の状況や選管から上がってくる意見等を踏まえまして、委員会の中でどのようにやっていくのかといったことを検討してまいりたいとおるところでございます。

以上が資料Bの内容についての説明でございます。御審議よろしくお願いたします。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【田中委員】 おそらく国民が一番関心があることは、全体のうち、どの程度がこの指導・助言の対象になったかということです。これは件数の問題と監査人の数の問題があって、そう単純ではないということはわかります。今回の指導・助言は、監査人に対する指導・助言という意味で構成されているので、実際に監査した監査人のうち何人が指導・助言を受けたのかを知りたいわけです。しかしながら、それはなかなか難しいわけですが、他方で件数で割合を把握することは、それなりにできる余地があるのではないかと思います。

何が言いたいのか、具体的に言うと、別紙3の全体の総括表の一番右の方に、例えばですけども、各都道府県からの報告書の報告件数を記載し、さらに1つでも指摘されたものの数、あるいは逆に問題のないパーフェクトだったものの数、どちらかを記載します。指摘の数を合計しても意味はないと思うので、1つでも指摘されたもの、あるいは全く問題なかったものを記載します。そうすれば、報告の件数を分母にして、割合がわかると思います。

ただ、もちろん監査の中身の質などは考慮できません。実際に監査した委員のうちどの程度が指摘を受けたかという数字を把握するのはなかなか難しいと思いますが、件数の方であればそれなりに把握できるのではないかと思います。

【水谷参事官】 1点、前提として申し上げたいんですが、今回の報告と申しますのは、何らか問題のあったものが上がってくるものでして、収支報告書あるいは監査報告書が提出された件数というのは、そのままではわからないものですので、分母として直ちには出せない状況でございます。別途それは各都道府県の選挙管理委員会に調査をしなければいけないといったことになっております。

【田中委員】 しかし、提出した順番で、順番というか、何件提出されたかという数字はわかるのではと思います。

【加松事務局長】 おっしゃいますとおり、ここの別紙3の一覧表は、都道府県ごとというのではなくて、1件1件上がってくるんです。ですから、これの1つの欄は国会議員関係政治団体1団体につき1つの欄という話になっていて、これのトータルが上がってくる件数ということで、それできちっと……。

【田中委員】 わかりました。失礼しました。件数ごとというよりは、都道府県別に集計すればよいかと思います。

【伊藤委員長】 今、若干の関係ですがね、資料Bの別紙2は、今、話があったような、

何人の監査人が関与して……、何通出て、そのうち何人の人がやったというのは、把握するのは難しいということですかね。つまり、この報告のあった登録政治資金監査人……、ずっとあって、比率の母数は、登録している人間の数が母数であって、実際に出した人のうち何人の人が間違ったのかという数字じゃないわけでしょう。何かちょっと変な感じがしますよね。

要は、例えば資格がある人の数を言っているんであって、その中の何人の人が実際に提出して、つまり、意味のある数字としては、提出した数のうち、どのくらい間違っていたかという方が正確ですね。正確と言うか、意味がある。その数字を把握するのは難しいということですかね。

【水谷参事官】　今回、あくまでも私どもの方に上がってきますのは、問題があった事例、問題があった登録政治資金監査人に関する報告が上がってくるだけですので、適正なものについては、実は上がってまいりません。したがって、全体で何件の収支報告書の提出があり、何人の人が監査報告書を作成したのかということについては、別途調査が必要となってまいるわけでございます。

違反件数のみがあるものですので、そこで割合を出すときに、我々としても何を分母としたらいいんだろうかということを中心に悩みました。今回の取り組みが、最終的には個別の指導・助言を行う文書を送付するということですので、指導文書を送ることに着目するのが素直だろうということで、ここでは人で整理したところですが、まさに委員長がおっしゃいましたとおり、じゃ、実際国会議員関係政治団体が3,500団体余りある中で、何人の登録政治資金監査人の方が監査を行っているのか。それを出した上で、このパーセントを出すのが本来正しい姿であろうなということは重々わかっております。

で、事柄がややこしくなっておりますのは、まず団体の性格として、総務大臣分と都道府県の選管分に分かれていることが1点。かつ、登録政治資金監査人が地元の方と限るわけではないので、仮に北海道で出てきた政治団体の報告書であっても、その登録政治資金監査人の方が北海道の方であるわけではないので、例えば東京の方がやっていたら可能性もあり、そうすると、東京の団体で重複がある可能性があるものですので、全国を比較して名寄せをした上で整理をしないと人数が絞れないということになっております。

そういった作業量を勘案した上で、今回はよりスピード、12月4日に選管から報告が上がってきて、22日の委員会で御審議という、この2週間ちょっとの作業時間の中でやるところとして、とりあえずこういった形でいかがかということでお示したものでござ

います。

【小見山委員】 ごめんなさい、ちょっと理解が間違っているかもしれませんが、ということは、これは延べ人数ということになるんですね。例えば、私が登録しております監査人の場合に、東京であるAという団体を監査し、例えば北海道でBという監査をして、両方間違っていたといった場合には、私の名前で監査報告書が2通出ていますから、この中に私が2人入っているということですか。

【水谷参事官】 いえ、その場合には、違反したものは全て私どもの手元に来るので、それは並べかえをして。

【小見山委員】 それは名寄せ。

【水谷参事官】 はい。名寄せをして、お1人にいたします。

【小見山委員】 ああ、じゃ、件数じゃないということですね。

【水谷参事官】 はい。

【日出委員】 件数は下に書いてありますからね。

【大竹委員】 いいですか。確かに具体的にどのような監査人が、どのような、幾つかやっているかわからない中で、そこのところを名寄せできないというのはわかりますけれども、関係政治団体のうちどのぐらい報告があったという数字自体は、各選管でも簡単に捉まえられる話じゃないかと思うんですけれども。その数字を求めること自体にそれほど困難を伴うものでしょうか。

【水谷参事官】 実態といたしましては、来年の年明け2月ごろになると思うんですが、政治資金課の収支公開室におきまして、いわゆる大臣分と地方分を合わせた政治資金全体のトータルを出します。その時点において、総務省においても全国で国会議員関係政治団体が何団体あって報告があったのかということ把握することは可能なわけですが、スケジュール的に言うと来年に入ってから話になるものですから、それに先立って12月の時点で把握しようとなると、別途の調査をする必要があるもので新たな負担を課すことになるなど。そこが若干、我々としても遠慮の心が働いている部分でございます。

【大竹委員】 よろしいですか。公式な全体計数を捉えるための報告は、年を明けることでございましょうけれども、これはそれを目的としてやるわけではなくて、あくまで12月なら12月段階において、報告があったものについて、どれだけ不適切なものがあったかということの調査でございますので、時点を切ればよろしいわけですから、何も年明けの数字との整合性の問題からそこを捉えるのが難しいということは言いにくいんじゃない

ないかと思えます。

それからまた、各選管は具体的に届け出があったものについてチェックをして、その上で問題事例を報告してくるわけですから、だから問題なしとしてとられたものの数についても、それはすごく難しい話じゃなくて、簡単に集計できるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょう。

【田中委員】 そう思います。名寄せの問題は確かにおっしゃるとおりなので、全国で集計するにはコンピューターにちゃんと入力しない限り難しいと思います。しかし、報告の件数は各選管で今日何件出ました、明日何件というふうに、それを足せばできる話ではないかと思えます。

【小見山委員】 いや、ただそうしますと、先ほどの私の質問なんですけれども、延べ人数になってきますよね。

【田中委員】 監査人ではなくて、報告件数の問題です。

【小見山委員】 いや、ですから報告件数になるわけです。で、分子の方が延べじゃない、純粹に……。

【田中委員】 分子の方は、1つでも指摘があったもの、あるいは全く何もなかったもの、完全だったものとするわけです。

【大竹委員】 政治団体ごとに報告がありますから、分子はとられますし、分母もそれで全体を捉まえばですね。

【小見山委員】 そうです。そういう形で、報告書の単位でやっていく分にはパーセンテージが出てきますよね。

【伊藤委員長】 人数でやるとそういう、おっしゃったようなことがあるけど、件数で言えば、例えば100件報告があつて、そのうち指摘があつたのは5件だよとか、そういうことはずっと、それほど手間暇かからずにわかるんですかな。

【日出委員】 報告があつたといったら、いわば、指摘項目に抵触しているやつだけですよね。

【伊藤委員長】 いや、そうじゃなくて、各選管に届け出があつたということ。

【日出委員】 あ、届け出ですか。

【伊藤委員長】 届け出があつた数と、その中で指摘を受けた数との割合は、それほど手間暇かけないでも。つまり、何を皆さんおっしゃっているかという、どれぐらい出した中にどれぐらいあつたかというのがわからないと、それが多いか少ないのかも、ほん

とうのところはよくわからないような気がしましてね。だから、そこをもうちょっと簡単でわかりやすくする方法があれば、ということでは言っているんですかね。

【日出委員】 報告件数は、一応5月末の段階で確定しますよね。提出期限が5月末なので。

【水谷参事官】 はい。

【日出委員】 その後からも出てくるんだろうとは思いますが。だとすれば、件数は、選管の報告が来ればすぐわかりますけれども。

【水谷参事官】 確かに実務上は、各地方においても大体11月の中下旬に公表いたしますので、おそらく9月末ぐらいで時点を区切って、今までで補正が終わってきれいになったものを公表しようということで、提出があった件数も整理できますし、その中で今回確認項目に該当したとして報告する件数も把握は可能かと思えます。ですので、あとは選管に、12月4日の期限までにその辺をもう1度再整理して出してくれとお願いするかどうかということでございます。

それと、あともう1点、これは後ほどの議論とも関係するんですが、報告のあった件数となりますと実際の人数とはおそらく異なっているだろうということが想定されることから、違反をされる方は多分多くの団体でやられていると思うので、どちらを捉えるのが議論としてある姿なんだろうというところが。

【伊藤委員長】 1人の人が5件とか……。

【小見山委員】 そうなんです。事務局の方は、結局こちらの文章の方に最後持っていきたいので、人なんですよね。で、我々は情報として、まず件数ありきというところから来ているので。そののころだと思いますよね。

【大竹委員】 いずれにしても、全体像について外部に向かって御説明するときにも、じゃ、幾つ、どのぐらいの関係政治団体があって、そのうちどのぐらいがおかしかったんですかねという質問が当然あると思うんです。それについてはわかりませんという形になるわけですか。

【水谷参事官】 先ほども、当初の、今の段階での私ども事務方の考え方ですが、12月の段階では、正確な数での分母というのは出ておりません。ただ、届け出があった件数や今年の件数がありますので、大体これぐらいかと思われましてという形で、12月段階は速報値としてパーセントを出すか、あるいは出すことは控えるべきなのかという議論をしていたところでございます。

【大竹委員】 それ、通りますか、それで。

【水谷参事官】 まさにその通るかどうかも含めて議論していたところでございます。

【大竹委員】 これは、要するに各選管でチェックをしてもらって、そこでバツがついたものが報告として上がってくるというんですね。ということは、バツがつかないものも当然あるわけで、バツがついたものが幾つ、バツがつかないものが幾つなんですね。それはもう、こういうものの基礎の数字として当然あるべきじゃないかと思うんですけどね。バツがつかなかったものがわかりませんか、なかなかそれは世間には通じないんじゃないかと思えますけどね。

あと、選管との、報告いただく、数字をもらうということについて、お願いしなきゃいけないと思えますけれども、それ自体が選管に対して過大な事務をお願いするものではないと思えますので、これについては、お願いすれば数字がいただけるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

【田中委員】 理想的に言えば、監査人によるインプットの段階における誤りというカウントの仕方と、報告書というアウトプットのカウントの両方あると思います。前者はなかなか難しいことはわかります。時間がかかるし、人海戦術でやるべきものではありませんが、アウトプットの方の把握は、まさに大竹委員がおっしゃったように、それほどの手間ではないかと思えます。

【伊藤委員長】 これ、公表分の関係と一緒に、もうちょっと検討してみますかね。この、個別の指導・助言の公表のときの件数もやっぱりどうするかみたいな話がありますよね。

【水谷参事官】 はい。

【伊藤委員長】 それから、大竹委員のおっしゃった数字の公表というのは、どの段階で誰がやることになるんですかね。

【大竹委員】 個別の指導・助言の……。

【伊藤委員長】 いや、じゃなくて、今おっしゃったように、全部の報告がこれだけありました、これだけトータルでというのも、この委員会としての公表ということですか。

【大竹委員】 ええ。委員会として、今回どのぐらい指導・助言いたしましたということを、いずれの段階かで……。

【伊藤委員長】 その意味で、今おっしゃったように、全体のを言わないと。

【大竹委員】 はい。

【伊藤委員長】 それでは本議題につきましては、了承いただいたということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、その他の議題といたしまして、「平成26年分収支報告書に係る政治資金監査報告書(都道府県分選管分)の記載内容等に関する調査の概要」等についての説明を事務局をお願いします。

【水谷参事官】 時間等の関係もございますので、簡潔に説明させていただきます。

お手元の資料C-1を御覧いただけますでしょうか。これは例年行っている調査でございますが、都道府県の選管に対して、毎年、政治資金監査報告書の記載内容等の確認、政治資金監査の実施状況等について把握をするために行っている調査でございます。

次のページを御覧いただきたいんですが、今年度は、先ほど御議論いただいていた個別の指導・助言に関する報告との関係で、少しでも選管の負担感を減らそうということで、個別の指導・助言で広げる部分につきましては、今回見直しを行いまして調査項目から削除することといたしております。その他の点につきましては、例年どおりでございます。

なお、主な調査項目といたしましては、C-1の2に書いてございますが、監査報告書のパターンがどういった、監査マニュアルの4パターンのどれに当たるであろうとか、収支報告書の支出に関する箇所について、計算誤り以外に指摘する事項があったのかどうか、収支報告書提出後に支出の内容を訂正した政治団体があったのかどうか、少額領収書の写しの開示制度の状況についてといった、当委員会の所掌事項と関連の深い事項を聞く内容となっております。

この調査結果につきましては、年度末の第6回の委員会において報告をいたしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

本議題につきましては、了承いただいたということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、第2の議題といたしまして、「政治資金規正法施行規則の改正について」の説明を事務局をお願いします。

【水谷参事官】 資料2の関係でございます。登録政治資金監査人の業務制限に関する

規則、いわゆる省令改正が行われましたことについて説明するものでございます。

資料2を1枚おめくりいただいて、別紙の方を御覧いただけますでしょうか。現行の規定では、登録政治資金監査人に係る業務制限は、政治資金監査を行う時点の身分に着目して規制しておるところでございます。法律に書いてございます、①の国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者等であった者。②、③、④は現行の省令事項でございますが、配偶者の方とか、役職員またはその配偶者といった者が政治資金監査の時点で該当すると、業務制限に該当するとされているところでございます。

これらの業務制限に該当しなくとも、そもそも、自ら作成あるいは徴取した収支報告書及び会計帳簿との関係書類について、自ら政治資金監査を行う場合については、制度の趣旨を踏まえれば適当でないと、政治資金監査マニュアルにおいてこれまでも整理されてまいりました。そして、このような理解が定着いたしましたことから、昨年度の第6回の委員会におきまして、所管庁たる総務省に制度的な対応について検討を依頼したところでございます。

今回、総務省政治資金課におきまして、総務省令の改正を行い、政治資金監査を行う以前に、国会議員関係政治団体の代表者・会計責任者等であった者、資料2の別紙で申しますと、改正後の下の図の濃い網掛けの部分、濃い斜線部分を、新たに業務制限に追加する者といたしましたものでございます。現在、改正作業も最終段階となっております、近々官報で公布される予定と聞いておるところでございます。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

この議題についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、第3の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者及び研修等について」の説明を事務局にお願いします。

【水谷参事官】 まず、登録状況につきましては、表の一番下の欄にございますが、合計4,638名となっております、前回委員会の同時点と比較いたしまして15名増加いたしております。

裏面、研修の実施状況でございますが、前回委員会終了後に、大阪市をはじめ7カ所で開催いたしまして、9月25日現在で、登録時研修が4,810名、フォローアップ研修の

再受講者が154名、フォローアップ研修のうち実務向上研修が813名となっているところでございます。

今後、年度内に東京の2回目、札幌市等、5、6カ所での実施を予定しておるところでございます。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件について、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 本日の議題は以上でございますが、事務局から何かありますでしょうか。

【水谷参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配付させていただく予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、明日、10月7日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【水谷参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、12月22日火曜日の午前10時半より開催させていただきたいと存じます。

また、年が明けて3月までに第5回及び第6回の委員会の開催を予定いたしております。年度末が近づくに当たって、皆様御多忙と思われまいますので、近々、2月上旬から3月下旬の日程紹介を行いたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 本日は長時間にわたり、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。